旅館業営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市保健所長

申請者 住所

氏名

年 月 日生 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の営業の許可を受けたいので申請します。

			· > (1 HI) (O() (
営業施設 名 称			
所 在 地			
営 業 の 種 別			
営業施設の構造設備の概要	別紙のとおり		
	寝台の有無	客室数	定員
客室数及び定員	寝 台 有	室	人
在 主	寝 台 無		
	計		
寝 具 の 数			
宿泊に伴う食事提供の有無			
使用飲料水の種別			
法施行規則第5条第1項の規定			
に該当する施設は、営業期間又			
は、地理的状況等の詳細			
法第3条第2項各号に該当する			
ことの有無及び該当するとき			
は、その内容			
学校(大学を除く。以下同じ。)			
の敷地内の周囲おおむね100			
メートルの区域内にある施設に			
あっては学校からの距離			

添付書類 裏面に記載のとおり

※ 次の欄は保健所において使用しますので、記入・押印を しないでください。

審査手数料額	確認欄
円	

受	付	印	

(裏面)

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- 2 営業施設の仕様書
- 3 営業施設の配置図、平面図及び付近 120m以内の見取図
- 4 営業施設の場所又は構造設備が他の法令又は条例に基づき行政庁の許可、認可等 を要する場合は、当該法令又は条例に基づく許可書、認可書等の写し
- 5 使用水試験成績書の写し又は水道水使用証明書
- 6 保健所長が必要と認める書類

営業施設の構造設備の概要

1 建物

様	式	敷	地	面	積	建	築	面	積	延	ベ	面	積
	造				m²				m²				m²
	建												

2 玄関帳場または玄関帳場代替措置(代替設備等)(下宿営業は不要)

玄	関	帳	場	有	•	無
玄関帳場付	弋替措置	置 (代春	掛設備等)	有	•	無

※ 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業において、玄関帳場を設けない場合は、玄関帳場代替措置(代替設備等)の内容がわかる書類を添付すること。

3 客室

番号	階別	室名	寝台	面積	有 効 床面積	定員	便所	換気	採光窓	照明	備考
	階		有・無	m²	m²	人	有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
			有・無				有・無		有・無		
計											

4 共同設備

<u>ュース [5]</u>	HV I/II						
区分		便	î	j	所	洗	面 所
階	5	月	-1.	-11. III	₩ -	ゲケコに坐し	ン日 -1~1~ 木へ **
l lie	大	小	女	共用	様式	箇所数	湯水栓数
階	基	基	基	基	汲み取り・水洗		
計							

5 浴室

区分	/IFI	室	専	н	共					用
階	個	主	守	用	浴		室	脱	衣	室
階				箇所		$_{\text{m}}\times$	m		$_{ ext{m}} \times$	m
						×			×	
						×			×	
						×			×	
						×			×	
						×			×	
計										
湯水栓数				箇所			箇所			箇所
シャワー				箇所			箇所			箇所

6 その他

Ю	-(0	71他															
区		分	面					漬	換			気		防	虫	設	備
調	理	室						m²	自	然	動	力			有	無	
食		堂		m²					自	然	動	力			有	無	
配	膳	室		m²					自	然	動	力			有	無	
使	用	水						()			
暖		房															
			布	団	布	団カ	バー	,	枕	枕カ	バー	寝っ	衣	敷	布		ット
寝		具		組			枚		個		枚	<u>†</u>	文		枚	S W	台
				浄	11v	埔	大き	きさ		m^3 (人槽)				
排	水	処	理	1子	16	化 槽	届	出		4	丰	月			目		
191	/10	ک	生	下		水											
				そ	の	他											
避	難	設	備														
従	業	員	室			m²			m²		m²	r	n²		m²		m²